THE KENSETSU TSUSHIN SHIMBUN
建設通信新聞
Architectures, Constructions & Engineerings News (Daily)
2011年（平成23年）5月25日（水曜日）（第三種郵便物認可）

公共施設運営権は物権扱いに

社会、経済に大きなインパクト

事業推進へトップダウン組織

Focus

改正PFI法

コンセッションの導入などを盛り込んだ改正PFI法。PFI法はこれまで幾度かの改正が行われてきたが、今回は〝大改正〟と言ってよいだろう。目玉となるコンセッションは、官製市場の開放によって生まれる官民連携の新たなツールで、今後、適正に運用されれば経済や社会に与えるインパクトは大きい。コンセッションばかりに目を向けがちな今回の改正だが、内容はもちろんそれだけではない。条文を斜め読みしてみよう。

＝1面参照

東日本大震災が発生した3月11日、PFI法改正案が閣議決定された。通常の法案は、衆議院での可決を経て参議院で審議するのが一般的だが、今回の改正案は参院先議案件として4月20日に参院を通過。〝ねじれ〟の参院を先に通ったことで事実上、今国会で成立するめどがついた。

対象施設の拡大

PFI法では、対象とする公共施設などを定めている。今回の改正では、これまでの「公営住宅」という文言を「賃貸住宅」に改めたほか、船舶や航空機などの輸送施設や人工衛星を新たに追加した。これらに関連した施設整備なども含まれる。人工衛星については気象庁が、気象衛星「ひまわり」の運用ですでにPFIを導入している。

民間による事業提案

一般的なPFI事業は、行政側が事業を企画立案して実施方針を公表し、事業者選定に入る流れだが、今回の改正では、民間による事業の企画立案提案が明確に位置付けられた。民間は、事業化によるさまざまな効果なども明記した上で、行政に実施方針を作成するよう提案する。行政側には、提案内容の検討と検討結果の通知が義務付けられる。

コンセッション

ちなみに、映画館の中で軽食やドリンクを販売する店舗形態は、コンセッションと呼ばれる。映画館側が、飲食販売店に対して営業権を与えている仕組みだが、公共施設分野でのコンセッションも基本的にはこれと同じ。

公共施設などを運営する権利や公共サービスを提供する権利を、民間事業者に与える。「事業権付与」などの略称が使われることもあるコンセッションだが、法文上は「公共施設等運営権」という表現が使われている。条文では、民間が施設運営や公共サービスの提供などによって得られる利用料金を、自らの収入とする事業として位置付けている。

不動産規定の準用

コンセッションで民間に与えられる公共施設等運営権は物権とみなされ、不動産と同様の規定が適用される。議会の承認を得れば売買できるほか、抵当権の設定も可能だ。滞納処分や強制執行などの対象にもなる。民間にとっては経営の自由度が高まり、資金調達の幅が広がることにもなりそうだ。このほかコンセッションの導入に伴い、地方税法や登録免許税法、破産法なども関連部分が改正される。

輸送施設や人工衛星を追加

技術提案要請の努力義務

入札段階などでの民間からの技術提案について、新たな規定が盛り込まれた。PFI事業などで事業者選定する際に行政側は、応札者らに対して「技術提案を求めるよう努めなければならない」という努力義務だ。

技術提案については、公共工事品質確保法に準じた運用を念頭に置いており、民間から技術提案を受けた行政側は「適切な審査および評価を行う」。この文言も新たに追加された。

実施方針策定見通しの公表

行政は、PFI事業などの実施方針について、策定見通しを毎年度公表することが義務付けられる。これは、通常の公共工事で年度初めに公表される「年間発注見通し」と同様の手続きだ。

民間事業者は、今後1年間にどのような事業が計画されているかを把握することができる。一方の行政側にも「あらかじめ事業実施を周知しておくことで、より質の高い技術提案が寄せられる」と期待する見方がある。

民間への公務員派遣

事業の円滑・効率的な実施に向けて、国や自治体の職員を民間事業者に派遣する仕組みが作られる。改正では、国や自治体が職員派遣やその他の措置も含め、必要に応じて人的支援を検討するという努力義務規定が盛り込まれた。例えば、これまで行政だけが担ってきた業務分野など、民間のノウハウが薄い場合などに一定の効果が期待できる。

推進会議の新設

首相を会長とし、関係閣僚で構成する「民間資金等活用事業推進会議」が内閣府に設置される。民間資金の活用に向けた基本方針を検討するほか、関係省庁の調整や重要施策の審議も担う。PFIの事業規模を「2020年までに少なくとも10兆円にまで拡大」するという政府方針を踏まえたトップダウン型の組織とみられる。

PFI運営段階から民間資金活用を提案

民主党国交部門会議が復旧・復興ヒアリング

民主党の国土交通部門会議（田村謙治座長）は、東日本大震災の復旧・復興についての有識者ヒアリングとして、今村文彦東北大大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授と国土交通省成長戦略会議の委員を務めた福田隆之野村総合研究所主任研究員からヒアリングした。また、復旧・復興政策についての党内決定プロセスが変わり、各部門会議と補正予算チーム（仮称）、財源チーム（仮称）が拡大政調役員会の傘下で、拡大政調役員会が東日本大震災復旧・復興検討委員会に報告する形になる。

今村教授は、三陸沿岸での地震・津波の発生状況や明治・昭和の地震津波の被害、過去の津波災害と対応などを説明し、今回の大震災の教訓として、低頻度大災害におけるハードの限界とソフト対応の見直し、津波警報のあり方と最終的に安全な避難ができる体制基盤づくり、津波情報・避難態勢・啓発・教育の見直しなどを挙げた。

福田主任研究員は、「PFI・PPPの活用意義と活用方法」と題し、これまでのPFIの課題と改正PFI法の内容を説明した上で、復興事業でPFIを活用する意義などを語った。復興事業でのPFI活用に当たっては、財源問題以上に、素早い復旧を支えるために必要な地方自治体の技術者の不足を指摘。民間の資金だけでなく、技術力や人員を活用する仕掛けも必要とした。また、緊急対応後の本格的な再建に向けた段階でインフラ事業にPFIを導入する場合、事業当初はすべて政府資金で対応した上で、運営段階だけに民間資金を活用して、政府資金の一部を回収する仕組みの義務付けも考えられるとした。複数の地域で実施されている類似業務を可能な限り共通化することで事業を実施しやすくすることも提案した。